

2026 年 9 月 24 日

こども性暴力防止法と公共図書館の読み聞かせ等について（課題整理）概要

公益社団法人日本図書館協会

2024 年 6 月 26 日, こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が公布されました。施行日は 2026 年 12 月 25 日です。

日本図書館協会は, こども性暴力防止法と公共図書館が行っている読み聞かせ, おはなし会等との関係を整理することにしました。

＜こども性暴力防止法の目的＞

こども性暴力防止法（以下, 法）は, 児童等に対する性暴力等が, 児童等の権利を著しく侵害し, 生涯にわたって重大な影響を与えるものであることから, 児童等に教育, 保育等を提供する事業者に対し, 性暴力等の防止等の措置を講じることを義務づける等により, 児童等の心と身体を守ることを目的としています。

そのため, 法では, 学校等の対象事業者に対し, その業務に従事する者について, 性犯罪前科の確認や性犯罪防止などの措置をとることを義務づけました（法第 1 条より）。

＜公共図書館の児童サービスに認定申請の必要はあるか＞

公共図書館は, 法や施行規則等の条文に対象事業者として個別に明記されていませんが, こども家庭庁の「こども性暴力防止法施行ガイドライン」と「こども性暴力防止法に関する Q&A」に読み聞かせ等についての記載があり、「民間教育事業」の要件を満たせば認定の申請ができるとされています。そのため, 公共図書館の読み聞かせ等について認定申請を行うのは任意ですが, 以下の条件に該当しないか検討し, 申請を行うかどうかを判断する必要があります。

＜申請に必要な条件＞

認定申請をするには, 図書館で行われている読み聞かせ等が「ガイドライン」で定めた 5 つの要件をすべて満たすことが条件です。

現在, 公共図書館で行われている読み聞かせ等では, ほとんどが該当しないと考えられ, 申請の必要はないと思われます。しかしながら, 子どもへの性犯罪防止の視点から各図書館では, 運営の点検や見直しを行う必要があるでしょう。

本文では, 一般的に行われている読み聞かせ等を例に課題整理を行いました。認定申請を行うかを判断する際の参考にいただき, 各自治体や図書館では適切にご対応いただきますようお願いいたします。